

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第25号	専決処分事項の報告について	1
報告第26号	専決処分事項の報告について	3
報告第27号	専決処分事項の報告について	5
報告第28号	専決処分事項の報告について	7
報告第29号	専決処分事項の報告について	9
報告第30号	専決処分事項の報告について	11
議案第86号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第87号	廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正 する条例	19
議案第88号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第89号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	23
議案第90号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	25
議案第91号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正す る条例	27
議案第98号	工事請負契約の締結について	29
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	31
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	33
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	35
議案第102号	市道路線の認定及び廃止について	37
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について	39
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	41

(報告第 2 5 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成 2 5 年議案第 9 1 号により契約を締結することについて議決を得た地御前 1 号幹線築造工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	減 少 額
178,956,000円	175,038,840円	3,917,160円

3 専決処分年月日

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。

(報告第 26 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成 26 年 7 月 17 日地域包括支援センターの職員が、介護予防支援業務のため、公用車を運転して市道上ノ浜 3 号線を進行中、停止していた小型乗用自動車が進路の妨げとなったため、同車の左後方で待機していたところ、駐車場に停めるために後退してきた同車と衝突し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 25,446 円

3 専決処分年月日

平成 26 年 11 月 6 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(報告第 27 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成 26 年 6 月 23 日地域包括支援センターの非常勤職員が、公用車に燃料を補給するため、同車で広島市西区商工センター七丁目地内の広島市道西 5 区 226 号線を進行中、同一車線上に停車していた大型の貨物自動車を回避して徐行していた際、左後方の駐車場から道路に後退してきた軽乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 4, 372 円

債権者 広島市西区商工センター七丁目 5 番 4 号

広島印刷株式会社

代表取締役 小 下 恵 壯

3 専決処分年月日

平成 26 年 11 月 14 日

4 根拠法令

報告第 26 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 26 号説明書に同じ。

(報告第 28 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 26 年 8 月 23 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市四季が丘八丁目地内の市道四季が丘 3-12 号線を進行中、民有地から生えた木の枝が折れて路線上に垂れ下がった状態になっていたため、同車のフロントガラスに枝が接触し、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 19,500 円

3 専決処分年月日

平成 26 年 11 月 17 日

4 根拠法令

報告第 26 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 29 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 26 年 8 月 23 日 が、小型乗用自動車を運転して、廿日市四季が丘八丁目地内の市道四季が丘 3-12 号線を進行中、民有地から生えた木の枝が折れて路線上に垂れ下がった状態になっていたため、同車のフロントガラスに枝が接触し、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 14,750 円

3 専決処分年月日

平成 26 年 11 月 17 日

4 根拠法令

報告第 26 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 28 号説明書に同じ。

(報告第 30 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成 26 年 9 月 2 日宮島消防署の職員が、救急搬送用務のため、宮島町 476 番地 1 地先を救急車で進行中、対向車と離合しようと救急車を左端に寄せたところ、同車両後部が居宅の軒先に接触し、同軒先に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 27,000 円

3 専決処分年月日

平成 26 年 10 月 1 日

4 根拠法令

報告第 26 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 26 号説明書に同じ。

(議案第 86 号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うとともに、職員の市内への居住促進を図ることを目的とした住居手当の額の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 通勤手当の改定

自動車等を使用して通勤する職員に対する通勤手当の支給月額を次のとおり改定する。

現 行		改 正 案	
片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
5キロメートル未満	2,000円	5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円	10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	9,300円	15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,100円	20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	14,900円	25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	17,700円	30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円

35キロメートル以上 40キロメートル未満	20,500円	35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	23,300円	40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,100円	45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,900円	50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,900円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	31,700円	55キロメートル以上 60キロメートル未満	31,700円
60キロメートル以上 65キロメートル未満	33,700円	60キロメートル以上	33,700円
65キロメートル以上 70キロメートル未満	35,700円		
70キロメートル以上 75キロメートル未満	37,700円		
75キロメートル以上 80キロメートル未満	39,700円		
80キロメートル以上 85キロメートル未満	41,700円		
85キロメートル以上 90キロメートル未満	43,700円		
90キロメートル以上 95キロメートル未満	45,700円		
95キロメートル以上 100キロメートル未満	47,700円		
100キロメートル以上	49,700円		

ウ 住居手当の改正

自ら居住するため住宅を借り受けている職員の住居手当の支給月額について、次のとおり市内と市外で異なる上限額を定める。

区 分	現 行	改 正 案
市内の住宅を借り受けている場合	27,000円	35,000円
市外の住宅を借り受けている場合		23,000円

エ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成26年度	(イ)平成27年度以降

6 月	100分の67.5	100分の67.5	100分の75
1 2 月	100分の67.5	100分の82.5	100分の75

オ 再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成26年度	(イ) 平成27年度以降
6 月	100分の32.5	100分の32.5	100分の35
1 2 月	100分の32.5	100分の37.5	100分の35

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のように改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	375,000	377,000
2	424,000	426,000
3	477,000	479,000
4	541,000	542,000
5	617,000	618,000
6	721,000	722,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成26年度	(イ) 平成27年度以降
6 月	100分の140	100分の140	100分の155
1 2 月	100分の155	100分の170	100分の155

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のウ、2の(1)のエの(イ)、2の(1)のオの(イ)及び2の(2)のイの(イ)は、平成27年4月1日から

施行する。

(2) 2の(1)のア、2の(1)のイ及び2の(2)のアは、平成26年4月1日から適用する。

(3) 2の(1)のエの(ア)、2の(1)のオの(ア)及び2の(2)のイの(ア)は、平成26年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並び

に民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 87 号)

廿日市市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が特別職に位置付けられることに伴い、特別職報酬等審議会の審議事項に教育長の給料の額を新たに加えようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(議案第 88 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一
部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職の
職員に準じ、支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成26年度	(イ) 平成27年度以降
6 月	100分の190	100分の190	100分の197.5
1 2 月	100分の205	100分の220	100分の212.5

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、1の(イ)は、平成27年4月1日
から施行する。
- (2) 1の(ア)は、平成26年12月1日から適用する。

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当
を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条
例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補
助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議
会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務
局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事
務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常

勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特種勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 教育公務員特例法

第16条

- ② 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

(議案第 89 号)

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

(児 童 課)

1 提案の要旨

- (1) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、利用対象児童の範囲を拡大しようとするものである。
- (2) 利用の承認をしない場合の要件を明確にしようとするものである。
- (3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

3 根拠法令

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(議案第 90 号)

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金が見直されたことに伴い、出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を改正しようとするものである。

2 改正の内容

出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を次のとおり改正することとした。

区 分	現 行	改 正 案
出産育児一時金の支給額	39万円	40万4,000円
出産育児一時金における加算額の上限	3万円	1万6,000円

3 施行期日

平成27年1月1日

4 根拠法令

国民健康保険法

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

(議案第 9 1 号)

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

県の乳幼児医療費公費負担事業において、助成対象者の資格要件が変更されたことに伴い、乳幼児医療費の受給資格要件を変更しようとするものである。

区 分	現 行	改 正 案
乳幼児を養育する受給資格者の所得の判定年度	養育する乳幼児が1月1日から5月31日までの間に出生した場合は前々年の所得	養育する乳幼児が1月1日から6月1日までの間に出生した場合は前々年の所得
	養育する乳幼児が6月1日から12月31日までの間に出生した場合は前年の所得	養育する乳幼児が6月2日から12月31日までの間に出生した場合は前年の所得

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 8 9 号説明書に同じ。

(議案第 98 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市天神 1 1 番 29 号において施工する廿日市市立中央公民館改築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

鉄筋コンクリート造

3 階建て

延べ面積 1, 790. 79 平方メートル

(2) 請負金額 473, 796, 000 円

(3) 請 負 者 広島市中区加古町 12 番 7 号

株式会社 森本組広島支店

支店長 難 波 貞 博

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 28 年 2 月 29 日まで

3 根拠法令

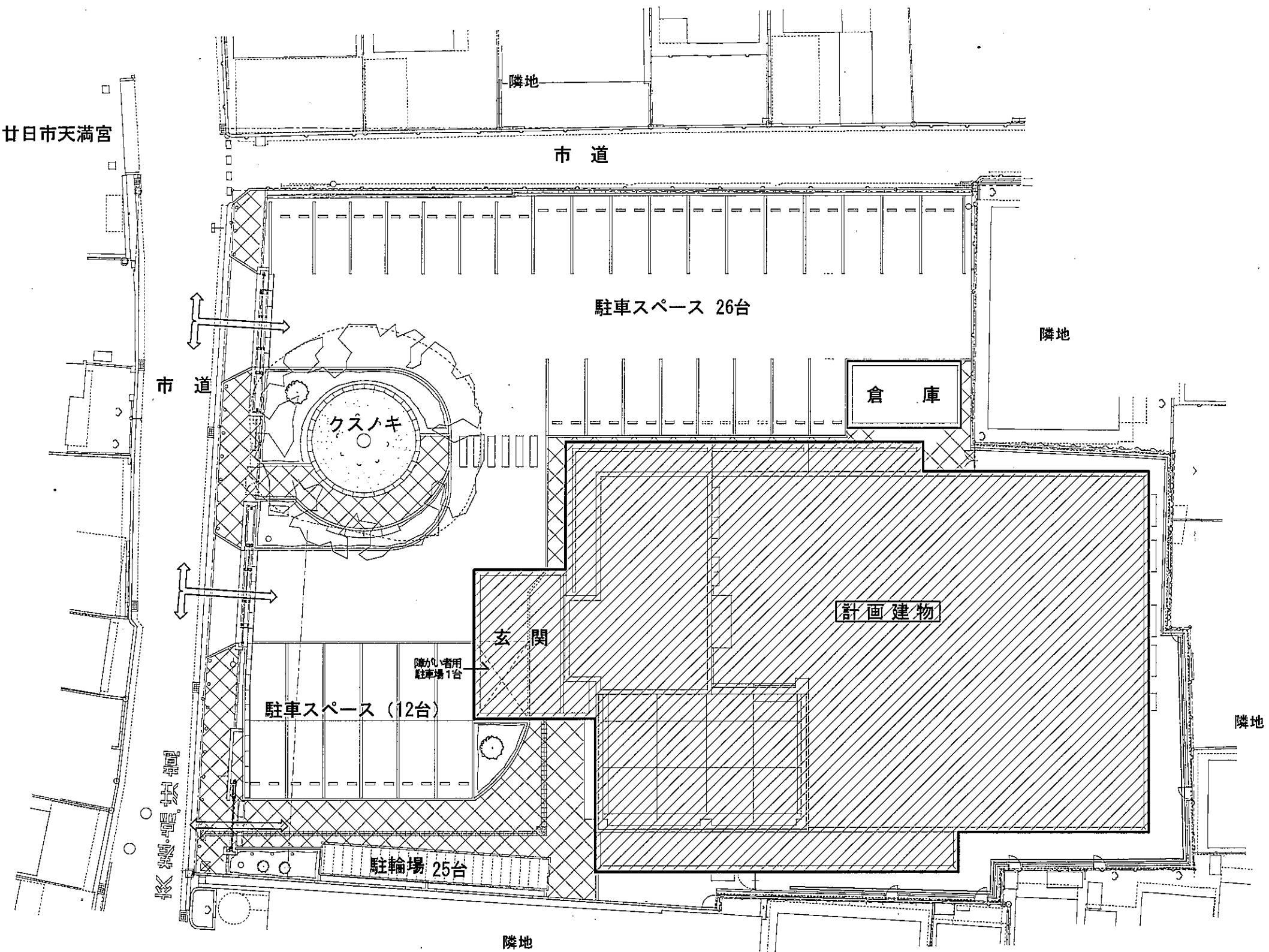
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

廿日市市立中央公民館 位置図



廿日市天満宮

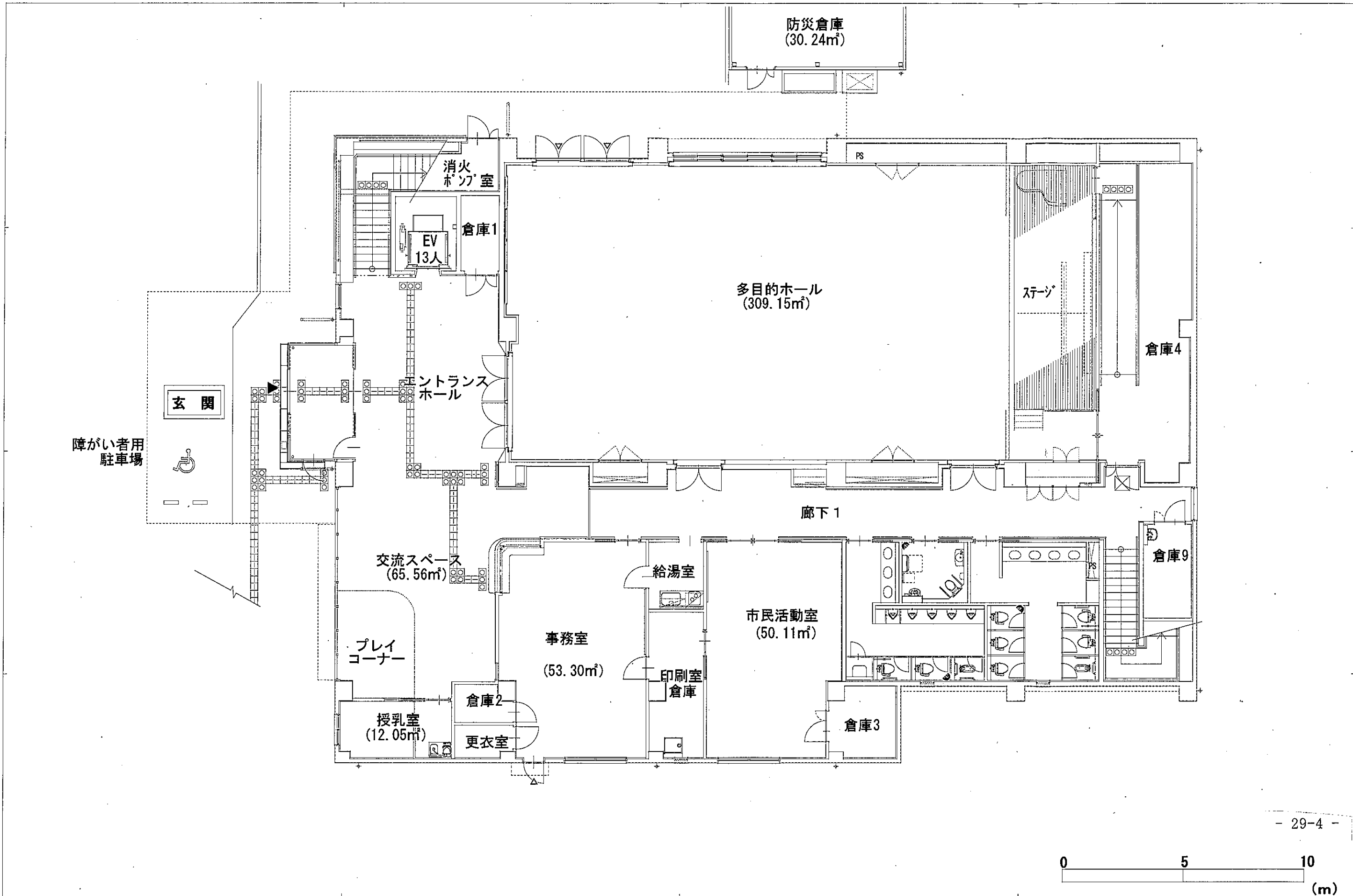


- 29-3 -

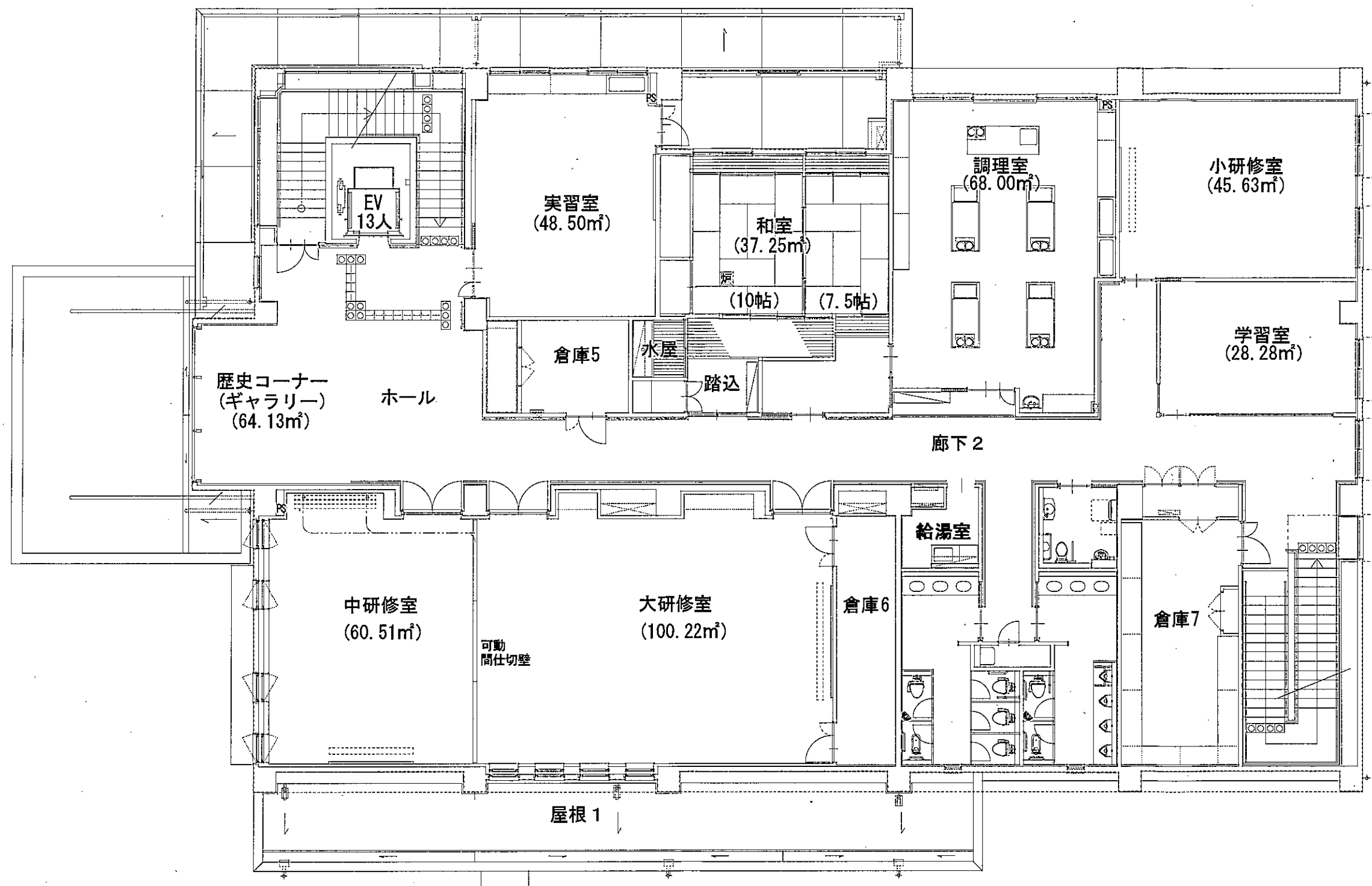
0 5 10
(m)

工事名 廿日市市立中央公民館改築工事

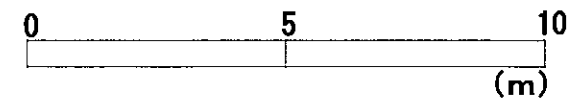
図面名 配置図



[凡例]			工事名 廿日市市立中央公民館改築工事
			図面名 1階平面図



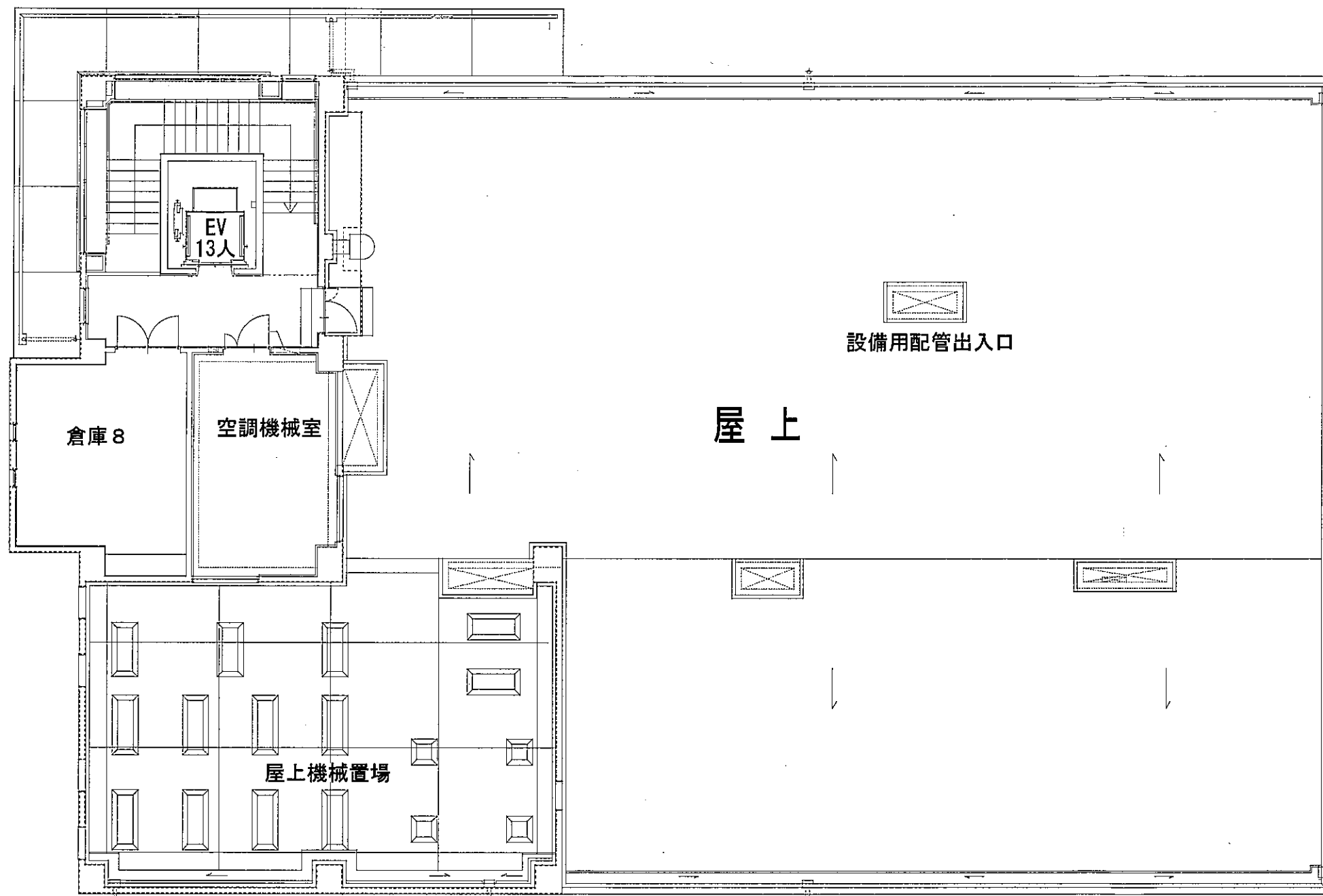
- 29-5 -



[凡例]

工事名 廿日市市立中央公民館改築工事

図面名 2階平面図



- 29-6 -

0 5 10
(m)

[内列]

工事名 甘日市市立中央公民館改築工事

図面名 3階平面図



東立面図



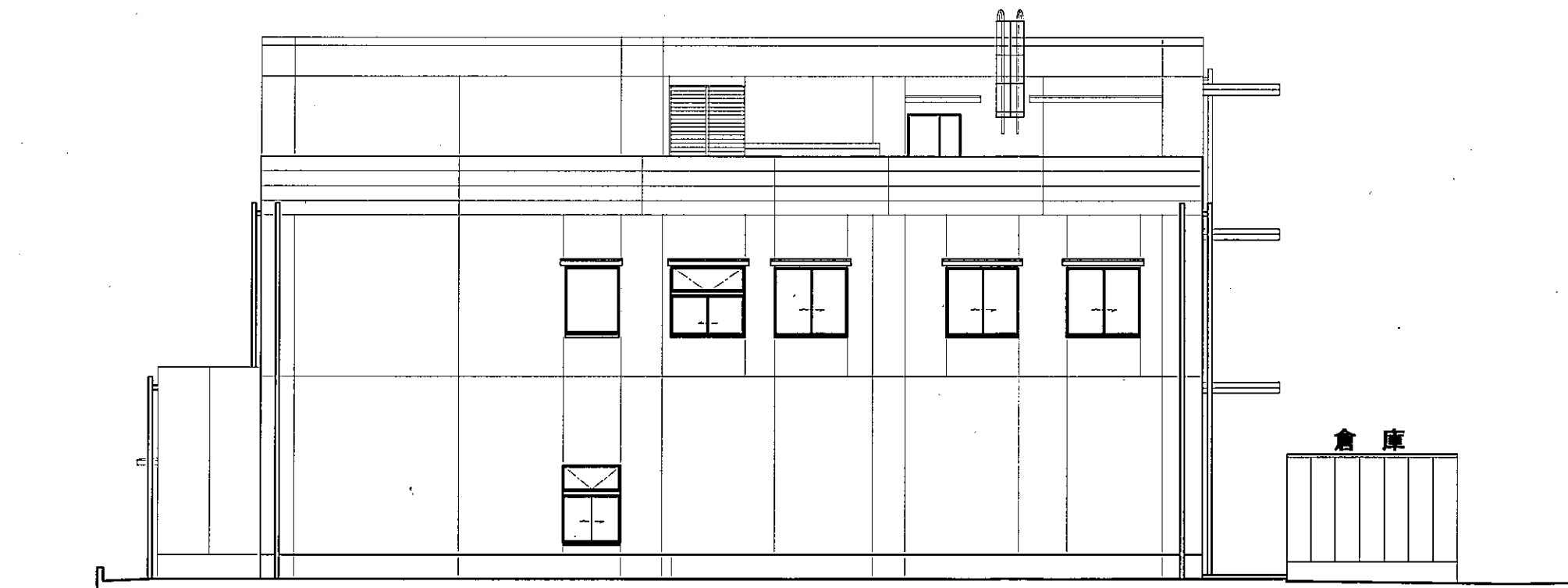
西立面図

- 29-7 -

工事名 廿日市市立中央公民館改築工事
図面名 立面図 1



北立面图



南立面图

			工事名 廿日市市立中央公民館改築工事			
			図面名 立面図 2			

(議案第 99 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(地 域 政 策 課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方公民館の指定管理者の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市佐方公民館

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市佐方一丁目 4 番 28 号

佐方アイラブ自治会

会長 重 村 泰 夫

(3) 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 30 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第100号)

公の施設の指定管理者の指定について

(地域政策課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸公民館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市串戸公民館

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸二丁目13番13号

串戸地区自治協議会

会長 市 里 尚 弘

(3) 指定の期間

平成27年4月1日から

平成30年3月31日まで

2 根拠法令

議案第99号説明書に同じ。

(議案第 101 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）の指定管理者の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野中央三丁目 3 番 5 号

株式会社 A & C

代表取締役 宮 地 猛

(3) 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 32 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 99 号説明書に同じ。

(議案第 102 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となった道路を次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
610	城 内 3 号 線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃 止 す る 路 線		廃 止 の 理 由
番 号	路 線 名	
610	城 内 3 号 線	路線が重複することとなるため

2 根拠法令

道路法

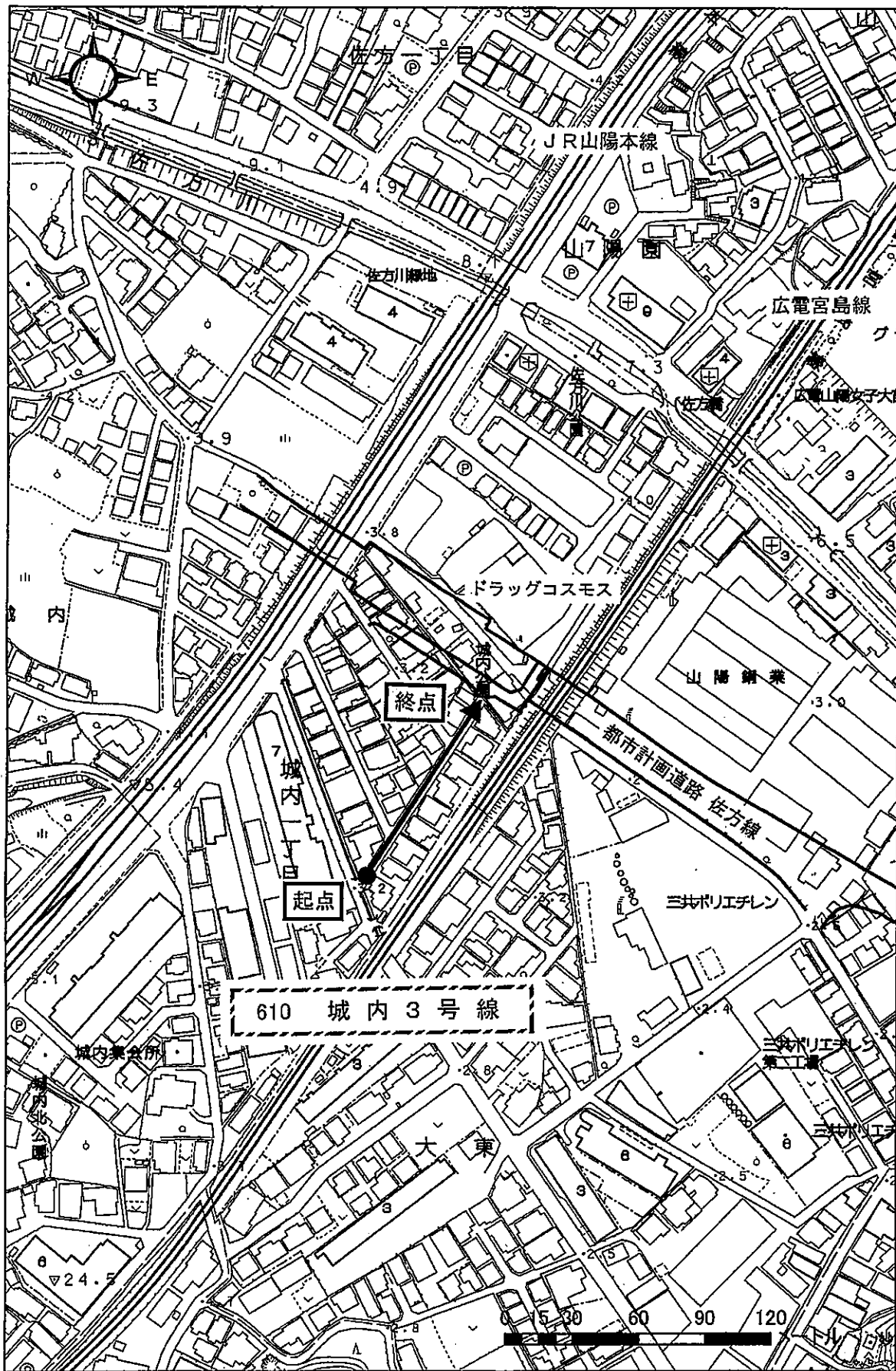
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- ③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

廃止路線図



(議案第 103 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(住 宅 営 繕 課)

1 提案の要旨

廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号

株式会社 第一ビルサービス

代表取締役 杉 川 聡

(3) 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 32 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 99 号説明書に同じ。

(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 市里尚弘委員及び青木敬子委員は、平成27年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

市 里 尚 弘 (再任)

青 木 敬 子 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 杜 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

